

「和気小学校危機管理マニュアル」ダイジェスト版

松山市立和気小学校

危機	未然防止の取組	発生時の対処
火災	○ 火気使用時、目を離さない。 ○ 確実な消火確認 ○ 火遊びをさせない。 ◎ 定期的な避難・消火訓練	・ 火から遠ざかる経路で運動場へ避難 ・ 消防へ連絡 ・ 口にハンカチ、無言、低姿勢、速歩で避難 ・ 「お・は・し・も」の徹底 ・ 人員確認→報告
薬品・燃料・刃物	○ 鍵のかかる保管庫・倉庫に保管 ○ 管理責任者が定期的に量を点検	・ 紛失等発見したら、全職員で確認、不明の場合警察へ連絡
登下校時の事故・犯罪	◎ 保護者、自治会、交通安全協会、教員の見守り・指導 ○ 集団登下校 ○ 道路横断のルール徹底 ○ 「いかのおすし」の指導	・ 現場へ急行 ・ 応急手当、安全確認、二次被害の防止 ・ 警察・消防への連絡
校外活動時の事故	○ 事前の下見 ○ 緊急時の対応を計画 ○ 救急セットの持参	・ 応急手当 ・ 安全確認、二次被害の防止 ・ 警察・消防への連絡
頭頸部外傷	○ 活動環境の整備 ○ 発達段階・技量に応じた活動計画	・ 動かさない、意識障害の確認 ・ 救急車の要請
水泳事故	○ 健康観察 ○ 実態に即した指導計画 ○ A E D、携帯電話の携行	・ 直ちにプールサイドに引き上げる。 ・ 全員をプールから出し、座らせる。 ・ 心肺蘇生、救急車の要請
熱中症	◎ 水分補給・適度な休憩 ○ 「暑さ指数」の確認 ○ 運動時・夏場の登下校時はマスクを外す。	・ 涼しい場所に避難 ・ 衣服をゆるめ冷却、水分補給 ・ 意識がない場合、救急車を要請 ・ 症状が改善しない場合、病院へ搬送
給食時の食物アレルギー	◎ 学級担任は、日々、対応を確認 ○ 除去食は教員が扱う。 ○ 誰もが対応できるよう、マニュアルに明記しておく。	・ 保健室で休ませ、保護者に連絡 ・ 内服薬の服用、病院受診 ・ エピペン使用、救急車の要請
給食の異物混入	○ 運搬・配膳に教員が立ち会う。 ○ 教室内の整理整頓、清潔を保つ。	・ 該当メニューの配膳停止、健康被害の確認 ・ 調理場への連絡、保護者への説明
いじめ	◎ いじめ防止基本方針の策定 ○ 対応の確認 ○ アンケート・日々の観察による早期発見 ○ 人権教育・道徳教育の充実	・ 対象児童が苦痛を感じたらいじめと認定 ・ 教師がチームで対応して早期収束 ・ いじめられた児童・その保護者への支援 ・ いじめた児童への指導・その保護者への対応 ・ いじめが収まった後も継続観察

鳥獣害	○ 背を向けずに静かに逃げる指導 ○ 威嚇しない・興奮させない指導	・避難（建物内へ） ・応急手当・救急車の要請 ・協力要請（警察・町内会・近隣校等） ・鳥獣の監視
不審者の侵入	○ 門を閉める。 ○ 来校者への声掛け ○ さすまた・防犯棒・防犯ブザーの設置 ◎ 定期的な避難訓練	・マニュアルに従った対応 ・隔離・通報 ・防御・移動阻止 ・児童の避難誘導・人員確認→報告 ・応急手当
気象災害	○ 対応の確認 ○ 対応案内文書・ホームページ・MACメール	・特別警報（臨時休業） ・暴風・暴風雪警報（自宅待機→臨時休業） ・和気地区に防災情報「警戒レベル3」以上（自宅待機→臨時休業） ・登校後は、学校待機か引渡し
地震・津波	○ 備品を高所に置かない。 ○ ロッカー・家具の固定 ○ 対応の確認 ◎ 定期的・抜き打ちの避難訓練 ・地震・津波訓練 ・地震・火災訓練 ・Jアラート訓練 ・シェイクアウト訓練、引渡し訓練 ○ 対応案内文書・ホームページ・MACメール	・教室内では机の下で「おさるのポーズ」、広い場所では建造物から離れ「だんごむしのポーズ」で頭を守る。 ・揺れが収まったら、カラータイルへ避難 ・津波発生時は、3・4階へ避難 ・人員確認→報告 ◎震度5強以上 ・臨時休業・自宅待機 ・在校時授業打ち切り→引渡し ・津波警報発表中は学校待機 ・登下校時は自宅か学校に近い方へ避難
落雷・竜巻	○ 対応の確認 ○ 気象情報の定期的な確認 ○ 天候の急変化に留意	・緊急放送・活動停止 ・鉄筋コンクリートの建造物内に避難、窓ガラスから離れる。
大気汚染	○ 対応の確認 ○ 松山市環境指導課からの連絡が取れる体制	・緊急放送・活動停止 ・屋内に避難、窓を閉める。 ・被害状況調査・病院への搬送
弾道ミサイル	○ 対応の確認 ○ 緊急情報の受信体制	・Jアラート等の指示に従う。 ・頑丈な建物に避難・地面に伏せて頭部を守る。 ・安全が確認されるまで動かない。
犯罪予告	○ 対応の確認	・予告内容の把握、確認→警察へ通報 ・緊急対応が必要な場合、避難等児童の安全確保
テロ	○ 対応の確認	・警察へ通報、緊急放送・避難→引渡し ・応急手当、救急車の要請
インターネット上の犯罪	○ 家庭で情報機器使用のルールづくり ○ フィルタリング ○ 情報モラル教育	・いじめ事案には、いじめの対応 ・犯罪被害は、警察・法務局に相談